

# 廃棄物・リサイクル対策に関する提言

廃棄物・リサイクル対策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

## 1. 廃棄物処理対策について

(1) 循環型社会形成推進交付金について、所要額を確実に確保すること。

また、廃棄物処理施設の整備をはじめ基幹的改良や修繕等に係る支援措置を更に充実させること。

さらに、高効率ごみ発電施設の整備事業及び廃棄物処理施設における長寿命化計画策定支援事業に係る時限措置の延長や災害廃棄物用ストックヤードの整備事業を交付対象とするなど、都市自治体の実情に即したものとなるよう見直すこと。

(2) 廃棄物処理施設の解体撤去工事費について、解体のみの場合や跡地が廃棄物処理施設以外に利用される場合等も循環型社会形成推進交付金の交付対象とするなど、財政措置の拡充を図ること。

また、当該施設の設置に関し、地域での紛争を回避するための必要な措置を講じること。

(3) 都市自治体が保管するPCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理やPCB濃度の測定に要する費用に対し、財政措置を講じること。

## 2. 家電リサイクル制度について

(1) リサイクル費用については、製品購入時に支払う「前払い方式」に改めること。

また、対象品目の更なる拡大を図ること。

(2) 不法投棄された廃家電製品の収集運搬費用、リサイクル費用については、拡大生産者責任の原則に基づき、事業者が負担する仕組みとすること。

(3) 特定家庭用機器を処分している不用品回収業者等に対し、都市自治体が法的根拠に基づき明確に指導できるよう、法的整備を図ること。

## 3. 使用済小型電子機器等のリサイクル制度について

(1) 費用負担については、国の責任において確実に財源を確保するとともに、都市自治体に新たな財政負担が生じる場合については、国がその全額を負担すること。

- (2) 市民や都市自治体に混乱を生じさせることなく、当該サイクル制度を円滑に実施するため、国の責任と負担において、普及啓発・広報を行うこと。

#### 4. 容器包装リサイクル制度について

- (1) 拡大生産者責任の原則に基づき、事業者責任の強化・明確化を図るとともに、都市自治体と事業者等との役割分担及び費用負担を適切に見直すこと。
- (2) 容器包装廃棄物の減量と環境負荷の低減を進めるため、発生抑制、再利用を優先させる仕組みを構築すること。
- (3) プラスチック製容器包装の再商品化手法について、都市自治体の意向が反映されるよう見直しを行うこと。
- (4) 容器包装以外のプラスチック製廃棄物等について、再資源化が図られるよう見直しを行うこと。

#### 5. 廃棄物の発生抑制・削減のための施策の推進について

- (1) ごみの発生抑制と再資源化を実現するため、事業者によるLCA（ライフ・サイクル・アセスメント）の早期普及を図ること。
- (2) 都市自治体を実施する廃棄物削減に向けた取組に対し、更なる支援措置を講じること。

#### 6. 東日本大震災関係について

- (1) 災害廃棄物の広域処理について、国は安全性に関する説明責任を十分果たすなど支援体制の充実を図るとともに、都市自治体が被災地への様々な支援に取り組むことができるよう環境整備に積極的に努めること。
- (2) 損壊家屋の解体撤去について、未だ解体できない家屋が残っていることから、処理完了に係る目標期間の延長や財政措置の継続など、必要な措置を講じること。